



鳥取県公報

平成13年9月28日(金)

号外第104号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県非営利公益活動促進条例(50)(県民活動推進課).....	3
-----	----------------------------------	---

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県非営利公益活動促進条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

(1) この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいうこととした。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動

シ アからサまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいうこととした。ただし、次に掲げる活動を行うものを除くこととした。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいうこととした。

- ア 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体
- イ 県内に居住し、又は滞在する個人
- ウ 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるよう努めなければならないこととした。
- (2) 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならないこととした。

4 県民の責務（第4条関係）

- (1) 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならないこととした。
- (2) 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。

5 市町村の責務（第5条関係）

市町村は、地域の実情に応じて、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならないこととした。

6 県の責務（第6条関係）

- (1) 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならないこととした。
- (2) 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。
- (3) 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配慮しなければならないこととした。

7 業務の共同実施又は委託（第7条関係）

県は、施策の策定及び実施に当たり特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人の知識経験を活用することができると認めるときは、当該特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は当該特定非営利活動法人に業務を委託するよう努めなければならないこととした。

8 情報の提供等（第8条関係）

- (1) 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする事とした。
- (2) 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする事とした。

9 意見又は提案の聴取（第9条関係）

- (1) 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならないこととした。
- (2) 県民は、(1)による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は特定非営利活動法人に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事に提出することができることとした。
- (3) 知事は、(1)又は(2)による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならないこととした。

10 就業環境の整備（第10条関係）

- (1) 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならないこととした。
- (2) 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができることとした。

11 規則への委任（第11条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

12 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする事とした。

条 例

鳥取県非営利公益活動促進条例をここに公布する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第50号

鳥取県非営利公益活動促進条例

名実ともに地方分権時代を迎え、各地方においては、それぞれの地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県の活動にのみ任せていると、理想の社会を実現できないことは明らかである。このため、住民自身が理想とする地域づくりのために、自ら考え、自ら行動することが必要になっている。このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。

我が県では、今日まで、全国に先駆けて「ジゲおこし」運動を展開し、県民の意識の高揚を図り、一定の成果を上げてきたところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の育成・支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動

(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(11) 子どもの健全育成を図る活動

(12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であつて、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体

(2) 県内に居住し、又は滞在する個人

(3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

（基本理念）

第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、地域の実情に応じて、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

（県の責務）

第6条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

2 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

3 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配慮しなければならない。

（業務の共同実施又は委託）

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の知識経験を活用することができる認めるときは、当該特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は当該特定非営利活動法人に業務を委託するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

第8条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（意見又は提案の聴取）

第9条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は特定非営利活動法人に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

（就業環境の整備）

第10条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に對し、必要な報告を求めることができる。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

